

# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

## いよいよ 第4次再審請求の出番

### ◆「免訴」でなく「無罪判決」を

橋本 進

くさい物に蓋の免訴判決

横浜事件・第三次請求によって始まった再審公判において、昨年2月、横浜地裁は免訴判決を下した。特高の残酷な拷問による大規模な事件捏造、検察・裁判所の追認という総ぐるみの国家犯罪の実体を明らかにし、真実と正義を貫くという任務と責任から、地裁は脱走したのであった。

本年1月、控訴審において、東京高裁は横浜地裁を上回る形式論で、再び免訴判決を行った。「およそ免訴の判決は、……被告人を刑事裁判の手続きから解放するもので」「被告人はもはや処罰されることがなくなる」から、無罪判決を求めて上訴しても「利益」は

なく、不適法というのだ。完全な論理のすり替えである。請求人は処罰をおそれて申し立てたのではない。不当拘禁・拷問・有罪判決という「不利益」を受けたから再審せよ、といっているのである。

No.59

2007. 3.23

(事務局)

〒101-0064  
東京都千代田区  
猿楽町1-4-8  
松村ビル401  
TEL03-3291-8066  
FAX03-3291-8066

### 第四次請求審の意義

右第三次再審の進行中、第四次請求弁護団は、既報のように、検事意見書への反論、求釈明書、請求人意見書、数次の補充書提出、裁判所(検事も出席)への要望・協議を行った。

横浜地裁の態度決定も、もうこのたたかひの意義は大きい。

以上の遅れは許されまい。いよいよ第四次請求審の出番である。弁護団は裁判所に對し、私たちが求めるのはあくまで原告有罪判決の破棄、無罪判決の言い渡しであつて免訴ではなく、中心課題は横浜事件全体の中核である泊事件の捏造であることを表明してきた。

弁護団は(1)当時の裁判所すら認めた泊会議の虚構(判決で全面的に除外した)、(2)細川論文が共產主義的啓蒙論文とは特高の一方的決めつけ、これまた虚構の証明を軸に、事件の本質解明をめざし、鑑定書執筆者、今井清一、荒井信一、波田野澄雄氏の各証人、ほか橋本進証人の尋問を要望している。

日の丸・君が代の強制による自由侵害、ビラ入れ逮捕の表現の自由侵害、教育基本法改悪に続く憲法改悪の危機のいま、第四次請求

会費更新のお願い

引き続きご支援をお願いいたします。

◆更新の方には、振替用紙を同封いたしました。


■個人 1 年間 2,000円 / 団体 1 年間 5,000円

# 横浜事件 再審請求の歩み

1986年7月～2007年4月

## 第1次請求

1986年7月3日  
横浜地裁に再審申し立て  
↓  
1988年3月31日  
横浜地裁 棄却決定  
↓  
1988年4月1日  
即時抗告  
↓  
1988年12月16日  
東京高裁 棄却決定  
↓  
1988年12月24日  
特別抗告  
↓  
1991年3月15日  
最高裁 棄却決定

第4次請求	第3次請求	第2次請求
<p>2002年3月15日 第4次再審申し立て</p>	<p>1998年8月14日 第3次再審申し立て ↓ 2003年4月15日 横浜地裁 再審開始決定 横浜地検 即時抗告 ↓ 2005年3月10日 東京高裁 再審開始決定 ↓</p>	<p>1994年7月27日 第2次再審申し立て ↓ 1996年7月30日 横浜地裁 棄却決定 ↓ 1996年8月1日 即時抗告 ↓ 1998年9月2日 東京高裁 棄却決定 ↓ 1998年9月7日 特別抗告 ↓ 2000年7月11日 最高裁 棄却決定</p>
	<p>2005年10月17日 横浜地裁再審公判(第1回) ↓ 2006年2月9日 横浜地裁判決 免訴 即時抗告 ↓ 2006年11月9日 東京高裁控訴審(第1回) ↓ 2006年12月7日 東京高裁控訴審(第2回) ↓ 2007年1月19日 東京高裁判決 免訴 特別抗告</p>	 <p>第1次請求、最高裁棄却に対する抗議集会 (1991年5月14日、旧・日仏会館)</p>

## 横浜事件再審請求の歩み (人名、敬称略)

第一次請求	1986年	7月3日 横浜地裁に再審申し立て ○請求人 = 木村 亨 小野 貞 (故・小野康人の妻) 平館利雄 畑中繁雄 青山 鉦治 小林英三郎 川田定子 (夫・故寿の分も) 和田かよ (故・和田喜太郎の母) ○弁護人 = 森川金寿 (団長) 大川隆司 (事務局長) ほか ○再審請求の理由 (新証拠) = 請求人たちに拷問を加えた特高警察官3名への有罪判決 (1952年4月 最高裁)。拷問によって作られた「自白」を証拠とする判決は誤審。
	1988年	11月6日 「横浜事件・再審裁判を支援する会」発足集会。 3月31日 横浜地裁 棄却決定 ○棄却の理由 = ①当時の訴訟記録が存在せず、審理のしようがない (敗戦直後、米軍進駐時に、焼却処分されたことがうかがえる)。②拷問事実が認められたのは、益田直彦に対してのみであり、その他の共同告発者 (32名) に対してではない。 4月1日 請求人・弁護団 即時抗告 12月16日 東京高裁 棄却決定 ○棄却の理由 = 訴訟記録が存在せず、審理のしようがない (地裁と同じ理由。ただし拷問が他の32名に対しても行われた可能性は否定できない)。 12月24日 請求人・弁護団 特別抗告
	1991年	3月15日 最高裁 棄却決定 ○棄却の理由 = 本件の原決定 (東京高裁) が憲法判断を行ったものでないから、という形式的法律論。
		◆最高裁棄却後、古川 純・専修大教授、古関彰一・獨協大教授の協力を得て、新資料の発掘に努めたほか、全国の研究者にアンケートを求めた。 結局「一件記録の不存在」を理由とする裁判所の壁に対し、予審終結決定書と判決書の二つが例外的に存在する小野康人のケースに絞って、申し立て、これをすべての被害者の“突破口”とすることが決められた。
第二次請求	1994年	7月27日 第2次再審申し立て ○請求人 = 小野 貞 新一 (長男) 信子 (長女) ○弁護人 = 日下部長作 (団長) 大川隆司 (事務局長) ほか。 ○請求の理由 (新証拠 = 細川嘉六「世界史の動向と日本」) 小野の「犯罪事実」とされるのは、(1) 共産主義的啓蒙論文 = 細川論文の雑誌掲載への賛成および校正。(2) 細川夫人への20円のカンパ。ところが、判決書証拠欄に細川論文はなく、また細川論文が審理され共産主義的啓蒙論文との認定が行われた事実はない。そこで細川論文を検討し、共産主義的啓蒙論文でないことが証明されれば、有罪判決の証拠構造は根底から崩れる。
	1995年	9月30日 申立人・小野 貞さん逝去 ◆同年末から翌年にかけて、今井清一・横浜市大名誉教授、荒井信一・駿河台大教授の鑑定書提出。いずれも細川論文は、当時の戦争指導者層のアジア政策を批判する大論文だが、共産主義的啓蒙論文ではないことを論証。
	1996年	7月30日 横浜地裁 棄却決定 ○棄却の理由 = 「論文の内容の評価が、犯罪事実の前提をなすものであるから、その論文を調べることなく判決をしたとは、およそ考えられない」(要するに、複数の被告に対し僅か半日で片づける“やっつけ裁判”であったのに、まともな審理が行われたに違いないという勝手な憶測による断定)。
	1998年	8月1日 請求人・弁護団 即時抗告 9月2日 東京高裁 棄却決定 ○棄却の理由 = 地裁とほとんど同じ 9月7日 請求人・弁護団 特別抗告 ◆日弁連・人権委の中に「横浜事件委員会」設置。これによって、佐藤博史、横山裕之の弁護士らが第2次請求弁護団に加わる。

第一次請求	2000年	<p>7月11日 最高裁 棄却決定                  棄却の理由=第1次の棄却理由と同じ形式的法律論                  ◆ 請求人・弁護団・支援する会、さらなるたたかいを決意。</p>
	1998年	<p>8月14日 第3次請求申し立て                  ○ 請求人 = 木村まき (故・亨夫人) 板井庄作 勝部 元 畑中繁雄 小林佳一郎 (故・英三郎長男) 高木 晋 (故・健次郎長男) 平館道子 (故・利雄長女) 由田道子 (故・浩妻)                  ○ 弁護人 = 森川金寿 (団長) 環直弥 (主任弁護人) ほか                  ○ 支援 = 「横浜事件の再審を実現しよう! 全国ネットワーク」                  ○ 請求の理由 = ①ポツダム宣言受諾の時点で治安維持法は失効した。したがって、失効した同法による判決は無効。②当時、共産党は存在せず、目的遂行罪は成り立たない。③拷問の事実。</p>
第二次請求	2001年	<p>10月 横浜地裁、ポツダム宣言と治安維持法についての鑑定を求めることを決定。鑑定人は大石 真・京大教授。</p>
	2003年	<p>4月15日 横浜地裁再審開始決定                  ○ 決定の理由 = 請求理由①のみを認めた。免訴にするべきで、無罪言い渡し要望は失当。地検、即時抗告。</p>
	2005年	<p>3月10日 東京高裁控訴審 再審開始決定                  ○ 決定の理由 = ①地裁採用のポツダム宣言・治安維持法失効論は学説の一つで、直ちに是認できない。②それに対し、拷問の事実は明らか。それに基づく「自白」は信用できない。無罪言い渡しの根拠となる。                  10月17日 横浜地裁再審公判 (第1回)                  地検、免訴を主張。弁護団、午前と午後にわたり弁論展開。無罪言い渡しを主張。</p>
	2006年	<p>12月12日 公判 (第2回) ビデオ上映と証人尋問。                  2月9日 横浜地裁判決 免訴                  ○ 理由 = 法の廃止や大赦があった場合は免訴と旧刑訴法は規定、判例もある——全くの形式的法律論。                  請求人・弁護団 即時抗告。                  11月9日 東京高裁控訴審 (第1回) 裁判長、弁護団の証拠請求をしりぞけ、実体審理をしない方向を示す。弁護団弁論ののち、次回結審を表明したが、抗議によって、次回最終弁論を認めた。                  12月7日 控訴審 (第2回) 弁護団、最終陳述。</p>
	2007年	<p>1月19日 東京高裁判決 免訴                  ○ 判決の理由 = 横浜地裁免訴判決を上まわる形式論。                  ○ 請求人・弁護団 特別抗告。</p>
第四次請求	2002年	<p>3月15日 第4次申し立て (第2次の結果をふまえて)                  請求人 = 小野新一 斎藤 (小野) 信子                  弁護人 = 日下部長作 (団長。没後は大川隆司) 佐藤博史 (主任弁護人) ほか                  ○ 請求の理由 (新証拠 = 小野予審終結決定書) = ①原有罪判決は、予審終結決定書における泊会議部分を全文削除したもの。これは当該裁判所が泊会議を虚構と認定したことだ。大前提が虚構であれば、証拠構造全体が崩壊する。②審理されなかった細川論文を検討すれば、共産主義的啓蒙論文でないことが証明され、これまた全証拠構造の崩壊となる (第2次で新証拠とは申し立てなかった今井・荒川鑑定書に、新たに波多野澄雄・筑波大学教授の鑑定書を加え、新証拠とした)。③その他、事実誤認 (7月中旬編集会議の架空等)</p>
	2003年	<p>◆ 担当裁判長の交代 矢村 宏 (第3次、03年4月の決定者) → 松尾昭一 (第3次、06年2月の決定者) → 木口信之 (現在)                  この間、数次の申し立て理由補充書、検事意見書、それへの反論書、求釈明書、申し立て人意見書の提出、裁判所への要望・協議などがつづけられてきている。</p>

# 森川金寿先生を偲ぶ

弁護士 大川隆司



森川金寿先生  
(1986年「支援する会」発足集会)

私が横浜事件にめぐりあつたのは、森川金寿先生のおかげです。森川先生が中心となつて（というより、事実上お一人で）第一次再審申立書を横浜地裁に提出された1986年7月は、私が東京から横浜に登録換えをしてから2年も経たない時で、実は横浜事件のことはほとんど知りませんでした。

「審理は横浜地裁でやるんだから、キミ手伝つてくれ」  
初は職務命令に従うような気持ちではじまった、横浜事件とのつきあいでしたが、次第に治安維持法の運用実態を中心とする日本現代史の勉強が好きになりました。森川先生に背中を押していただいたおかげと、感謝しています。  
第四次再審を何とかモノにして、先生の墓前に報告したいと思います。

という「鶴の一声」で、にわかに勉強をはじめたというのが正直なところです。森川先生は、家永教科書訴訟の弁護士団長であり、末席の私からすれば仰ぎ見るような存在でした。

## 第三次再審請求の東京高裁判決を聞いて

第四次再審請求人

小野新一

予想していた通り、控訴棄却の判決であった。司法の壁が厚いというか、現状維持に終始していたように思われてならない。

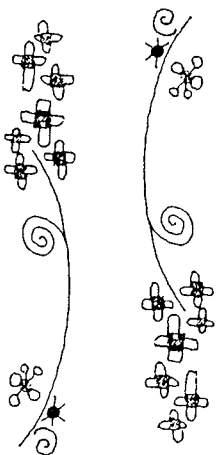
司法の歴史的な見直しをし、さらに発展させる発想がないのだろうか。裁判員制度が始まるというのに。

過去の過ちを二度と起こさせないことが大切ではなからうか。被告人達は既に他界し、遺族が引き継いで裁判を行っているわけだが、その遺族も高齢化し、早く横浜事件の真相にせまる判決を期待せざるを得ない。

第四次がまだ始まらないが、多面的な論理の展開をしなければ、切り開けないのではないかと思つた。一番の判決で免訴とした原判決で「無罪を言い渡すべき新証拠がある」と説示すること自体に問

題があると阿部裁判長が述べたのが気になる。

横浜地裁で免訴判決が出た時点で、国家賠償法に基づいて請求する裁判を起こし、その中で無罪を追求することが可能であると判示したのであるから、免訴判決に対する控訴（上訴？）と並行して行うべきではなかったのではなからうかと思つた。多面的な闘いを挑まないと、なかなか変わらなかつくづく感じさせられた判決であった。



◆「泊会議」参加者の一人——

## 新進政治評論家・加藤政治

山口 正（東洋経済社友）

「泊会議」の一人加藤政治は、一九四五年九月四日に釈放、一五日に懲役二年・執行猶予三年の判決を受けたあと東京新聞政治部に復社し、記者活動を再開した。か

「たわら」の「彪二」の名で翌年四月の総選挙から『中央公論』に政治評論を書き始め、五五年八月の急逝まで、知る限り一五本の評論を残している。昨年七月、



神奈川県特高が「泊会議」（共産党再建会議）の証拠とした写真。前列右から2人目が加藤政治氏。後列中央は細川嘉六氏、その左が小野康人氏。

- 紋左旅館で橋本進氏が「聞いた名だ」と洩らしたのが発見のきっかけだった。以下発表順に紹介する（新聞は未調査）。
- ① 「総選挙後の政治動向」（中公、1946・5）
  - ② 「芦田・片山・野坂」（同・6）
  - ③ 「徳田・斎藤・松本」（同・7）
  - ④ 「犬養・西尾・金森」（同・10）
  - ⑤ 「岐路に立つ社会党

- （47・3）
- ⑥ 「片山さんへの手紙」（同・7）
- ⑦ 「政党の悲劇」（同、54・6）
- ⑧ 「政局・新聞・世論」（同・8）
- ⑨ 「座談会：国会・暴力・民衆（中村哲・西島芳二・遠山茂樹・加藤彪二）」（世界、54・8）
- ⑩ 「吉田のケンコン一テキ」（中公、9）
- ⑪ 「社会党は政権担当の実力がある」（知性・11）
- ⑫ 「座談会…その底に流れるもの——吉田退陣と政界再編成（浦松佐美太郎・加藤彪二・新聞記者四氏）」（世界、55・2）
- ⑬ 「保守安定政権を望むなら」（中公・2）
- ⑭ 「財界の圧力を排す——国民のための安定政治」（文芸春秋増刊・2）
- ⑮ 「コラム・革新の根は浅い」（世界・4）。

四六〜四七年は『中央公論』、五四〜五五年は『世界』『知性』『文藝春秋』へと広がり、評論界の一角を占めたことがうかがえる（途

中断した訳は今のところ不明）。終始革新陣営の共同戦線を主張しており、保守寄りの常連と比べて「新しいタイプの政治評論家」（図書新聞）と見なされたのは納得できる。今読んで（むしろ今だからこそ）内容が生きていると感じる。

一方この時期、本名による特高告訴人の一人となり有罪を勝ちとるが、「口述書」では、逮捕後言語に絶するテロを受け、乾性肋膜炎を発病、一月半の入院中も血痰を吐きながら過酷な臨床取調べを受けたと告発した。

この状況から、私は最初、海外にも目を向けた力強い筆調の新進評論家と同一人物とは信じられなかった。残念ながら彼は五五年体制の成立を目前にして、三九歳の若さで「結核性脳脊髄膜炎」（朝日新聞死亡記事）で急逝した。後遺症による「準獄中死」とみなすのが適当だと思われる（次回に彼の肖像を予定）。

● 会員の皆さんの声

いとほ！ 悲しいです。最後まで頑張ってください。

酒井 広

うとしないのでしよう。権力側と司法のおごりと対面のためとしか思えません。

井汲 穎子

▼新しい戦前を思わせる昨今だけに、この裁判に勝利することの重要性が増していると思います。体調の具合で出版のOB会の体験ツアーに行けなくて残念でした。

北川 啓

▼種々な事件（言論）がありますが、もつとも大事なのが本件だと思っています。少しですがカンパです。

小木 宏

▼高裁判決は歴史を見ていない。ひどいの一言だ。

田口 信行

▼お世話をおかけします。もう少し何とかと思いますがカンパラッシュでお許しください。

岩田 綾子

▼再審訴訟の前進を願っています。

秋田 弘

▼森川先生の訃報をニュースで知り、この事件にかかっている時間の経過を改めて感じています。ですが、決して事件を風化させたくないとも思います。こんなに危うい世情では、同じ過ちを犯しかねません。

大城美智子

▼真実が明らかになることを願ってやみません。ご健闘を。

菊池由紀子

▼東京高裁結審とのこと。裁判のしくみはよくわかりませんが、裁判官は、憲法にもとつき良心にもとづいて判決しているのでしょうか？ 裁判官自身が憲法違反なのではと皮肉を言いたくなる気分です。遺族の方たちの無念を晴らす理解するのはそんなにも難しいのでしょうか。

田沼祥子

▼有罪取り消し、無罪を勝ち取りましょう。

吉田 尚

▼特別なご協力ができなくて申し訳ありません。そのうちに機会を見てぜひ会合に出席したいと思えます。森川先生本当にご苦労様でした。心から敬意を表します。

よしだゆうこ

▼11・10付朝日新聞によれば、東京高裁は証拠請求を退け、12・7に結審することのこと。無罪ではなく免訴になる模様。なぜ無罪としないのか？ と思います。

森田 敏彦

▼東京高裁の判決に憤懣やるかたない気分です。なぜ冤罪に60年余あえいだ人間の気持ちを汲み取る

川崎 光成

▼7月の体験ツアーはとても充実していました。泊の町並み、紋左

藤田ふみい

福田 詢

▼新聞を読み、再審裁判は門前払

▼会費とカンパを少しだけ致します。教育基本法をつくりかえ、私たちの大事な憲法にも手を伸ばそ

旅館、到着早々散歩してきた海岸、全てが静かで落ち着いており、故郷に帰ったような幸せな気分になりました。特に気に入ったのが、細川嘉六氏がご両親のために立てた自然石のお墓。若い母親を思わせるようなふつくらとした丸みがあると暖かく魅力的で嘉六氏の優しさがしのばれ、今も目から離れません。

うとしている安倍内閣。戦前の国民に何も言わせない時代を繰り返さないためにも一層頑張っていきましょう。

青年劇場・亀井幸代

▼小野さん、斉藤さんの闘いを微力でも支援したく、勝利の最後まで会費を続けさせていただきませう。

山川次郎

▼いつまでも明治憲法が生きていく司法の世界には、ただただ、あされるばかりです。

宮本ひさ子

▼会費遅れまして申し訳ございません。私の周りも高齢化で亡くなった人や介護のいる人など増えていって毎日の日々に追われている状態です。皆さんの、強い意志で対していらっしやるのにはいつも尊敬しております

岡田富久子

▼免訴のことはただがっかりでしたが、今年こそ最もよい結果であることを信じております。私ごときがいうのも変かもしれませんが

が、日本の裁判はおかしいと思います。裁判長は話を聞こうともしない。このごろは、共謀罪など昔に返ったかのように、若い方には戦前の治安維持法の恐ろしさが解らないでしょう。そのためにも横浜事件の真相を、知ってほしいと思っております。私は二月七日で九四歳になります。共謀罪には心から反対します。

横山新

カンパを寄せて下さった方々

〈十月〉 出版OB会泊体験ツアー

〈十一月〉 斎藤信子 千葉良信

菊池由紀子 宇田健 儀義文

香川良成 実方義雄 大城美智子

清水英夫 本田敏行法律事務所

よしだゆうこ 鈴木三男吉 佐川隆彦 宮脇俊介 森田敏彦 今井清一 山口正 田浦勉 野々村敏

原満三寿 松岡喜美栄 間島弘

石原春男 亀井幸代 永田誠

伊藤清 伊藤千里 山川次郎

〈十二月〉 岩波芳組 斎藤信子

橘裕典 高田和言 窪田宏 上館

良継 小嶋敏子 横川定司 斉藤文雄 近藤正巳 大槻道夫 横山新 小森修 平館道子 永田誠 梅田正己 金子さとみ 飯塚直

事務局より

第三次再審公判を傍聴しました。裁判はいつたい誰のためのものなのか？ 法の解釈論を聞きたいわけではないのに、最後まで再審の意義を逸脱しているとしたか言

いようのない高裁裁判官、悲しいまでに血の通わないものでした。捏造をあげく第四次の再審請求に司法はどのように対処するか、司法の本質が現れる裁判となりましょう。皆様のご支援を重ねてお願いいたします。

今回も更新されていない方には振替用紙を同封させていただきました。よろしくお願いいたします。北日本放送で二月二五日、横浜

事件を取り上げた番組「一枚の写真から」が放映されました。泊の紋左旅館の庭で写した問題の写真です（本号6頁に掲載）。スタッフの金沢敏子さんは、写真に写っている方々の関係者に積極的に取材されて、小野新一さん、斎藤信子さん、平館道子さん等、協力いただいたようです。裁判所にも毎度傍聴に見えていました。よい作品ができたことでしょうか。

(金田)

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8  
松村ビル401

横浜事件再審裁判を支援する会  
tel/fax 03-3291-8066

〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円

●郵便振替 00130-7-150641

●銀行振込 みずほ銀行九段支店

普通預金口座 1478864

横浜事件再審裁判を支援する会